

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	木 下 誠 司 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	町 田 正 博 君
会計管理者兼 会 計 課 長	中 村 桂 君	消 防 主 任	中 山 雅 夫 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	衣 斐 修 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	渡 部 善 充
書 記	木 村 貴 江		

4 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第3 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第4 議 第 49号 専決処分の承認について
- 日程第5 議 第 50号 専決処分の承認について
- 日程第6 議 第 51号 平成27年度垂井町水道事業会計決算認定について

日程第7 議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第53号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第55号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議第54号 表佐保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより平成28年第 2 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から 8 日までの 8 日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は 8 日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、5 番 山田利夫君、6 番 江上聖司君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（丹羽豊次君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

○議長（丹羽豊次君） 日程第 2、報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について御説明を申し上げます。

まず、総務費では、情報セキュリティ強化対策事業及びまち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業に係る西美濃創生広域連携推進協議会負担金、民生費では、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、労働費では、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業に係る大垣労務推進協会助成金、農林水産業費では、経営体育成基盤整備事業、商工費では、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業に係る西美濃広域観光推進協議会負担金、土木費では、相川児童公園改修事業、教育費では、小学校屋内運動場非構造部材耐震事業及び中学校屋内運動場非構造部材

耐震事業、災害復旧費では、大滝橋ほか2カ所災害復旧事業、以上10事業に係ります繰越明許費につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告につきまして、総務課所管に関します内容について御説明を申し上げたいと思います。

款2の総務費、項1の総務管理費、事業名でございますが、情報セキュリティ強化対策事業につきまして補足をさせていただきます。

本事業につきましては、去る平成27年の12月25日付の総務大臣通知に基づきまして、新たな自治体情報セキュリティー対策の抜本的強化が図られることとなったことから、番号法利用事務系の端末から住民情報流出を防止することなどを目的に係ります必要なシステム整備を行うものでございます。

御案内のとおり、国の27年度補正予算計上を受けまして、去る3月議会におきましても同様の補正措置を行いまして、28年度へ繰り越しし、対策を講じさせていただくものでございます。金額にいたしまして4,500万円、翌年度繰越額も同額でございます。なお、財源につきましては、特定財源のうち国庫補助金が725万円、また一般財源が3,775万円でございます。

以上、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

○企画調整課長（栗本純治君） 私のほうからは、ただいま上程されました報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告の中で、企画調整課所管に係ります事業につきまして補足説明をさせていただきます。

今回このまち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業につきましては、急速な少子・高齢社会の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に係ります施策を統合的かつ計画的に実施することに取り組んでまいっております。今回の一億総活躍社会の実現に向けまして、地域の付加価値創造力の強化のため、緊急に実施すべき対策といたしまして、各市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられました先駆性のある取り組みの円滑な実施を支援することを目的といたしまして、平成27年度補正をさせていただきます。28年度に繰り越しを行い、早期に実施するものでございます。

今回、西美濃地域等の広域連携事業といたしまして、実施するものでございます。実施母体

となります構成市町村につきましては、西濃2市9町及び本巣市の合わせて12市町で構成されます西美濃創生広域連携推進協議会で実施する内容でございます。事業内容につきましては3つございまして、1つ目、国内海外観光プロモーション、2番目、Uターン・Iターン就職支援事業、3つ目でございますが、西美濃地域定住促進PR事業を実施してまいることとしております。

それでは、繰越明許書の最初の段、款2総務費、項1総務管理費、事業名2つ目のまち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業の西美濃創生広域連携推進協議会の負担金でございますが、繰越金額が250万円、財源は国庫補助金で250万円でございます。

この取り組み内容でございますが、私どものほうでいきますと西美濃地域定住促進PR事業を取り組んでまいります。これは6つ内容がございまして、1つ目でございますけれども、定住促進PRイベント事業を実施してまいります。2つ目、定住促進PRガイドブックの制作事業、またそのPRイベントで配布するグッズ等を制作してまいります。3つ目でございますが、各市町村の魅力を伝えるプロモーション映像の作成をしてまいります。4つ目でございますが、移住定住促進広告宣伝事業を実施してまいります。5つ目でございますけれども、移住の体験事業といたしまして、移住者へのきっかけの場として在住希望者が地域イベントへの参加や地域の魅力に触れる体験事業を実施してまいります。最後6つ目でございますが、西美濃CCRC構想推進事業という事業がございます。CCRCというのは皆さん御存じかとは思いますが、高齢者が健康なうちに入居いたしまして、終身で過ごせることが可能な生活共同体のことでございます。その事業といたしまして、西美濃地域での実現可能性や実現性などについて、調査・研究をそれぞれ広域事業として展開してまいりたいと思っております。

以上、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業の繰越金に係ります補足説明とさせていただきます。何とぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） 私のほうからは、ただいま上程されました報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、健康福祉課所管に係ります款3民生費、項1社会福祉費、事業名が年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業について補足説明をさせていただきます。

この事業は平成27年度国の補正予算におきまして措置されたもので、当該予算は本年3月議会で補正をお願いしたものでございます。今回の事業は、低所得者の高齢者を対象とした臨時福祉給付金事業でございまして、給付の実施に係ります給付金と事務経費でございます。事業に係ります予算額は8,438万7,000円で、翌年度繰越額は全額の8,438万7,000円、財源は全て国庫補助金でございます。

当該事業は、4月にシステムの改変業務や申請書の印刷などの準備作業の後、5月に入りまして対象者に申請書の送付を行いまして、5月9日から受け付けを始めたところでございます。現在も申請の受け付けをしておりまして、第1回目の支払いが近々行われる予定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 産業課長 高橋伸行君。

〔産業課長 高橋伸行君登壇〕

○産業課長（高橋伸行君） 私のほうからは、報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてのうち、産業課で所管いたします款5労働費、同じく款6農林水産業費、同じく款7商工費の事業について補足説明をさせていただきます。

まず、款5労働費、項1労働諸費についてでございますが、先ほど企画調整課長からも説明があったとおり、垂井町まち・ひと・しごと総合戦略にも掲げている若者のUターン・Iターンを促進するための事業を行うものでございます。

この事業は、その対象者は、首都圏や関西圏など大都市の方を初め、全国的な取り組みとなるため、近隣市町と連携を図り、広域的な推進が有効であると考えられるため、垂井町も加入する大垣労務推進協会において、新たに組み込まれるUターン・Iターン就職支援事業について、加入するそれぞれの市町が50万円の負担金を交付するものでございます。

その事業の内容としましては、西美濃地域内の企業が首都圏など国内の大学等が開催する説明会に参加する場合における参加費を支援する事業、それと、学生向けの合同企業展を開催し、それに参加する西美濃の企業に対して費用を支援する事業、それと、西美濃地域の独自のホームページを作成して、西美濃地域の地理・観光・産業などの魅力と求人募集企業を合わせて発信する就職支援情報発信事業などでございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費についてでございますが、現在、栗原地区で進めております経営体育成整備事業、いわゆる圃場整備事業でございますけれども、これに充てるものでございます。この事業は県営事業で進められており、地元土地改良区と町の負担金が伴いますが、県営事業が平成27年度から28年度に繰り越されたため、町負担分として2,692万9,000円を繰り越すものでございます。

次に、款7商工費、項1商工費についてでございますが、これも先ほどの労働費と同様に地方創生加速化交付金を充てるものであり、垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げているとおり、観光資源を積極的に活用し、観光地としての認知度を高め、交流人口の拡大を図ろうとするものでございます。観光推進事業は、従来から近隣市町が共同して実施することにより、圏域の観光振興と活性化を図ることが期待できることから、西美濃の12市町と関係商工団体とで連携する西美濃広域観光推進協議会が設立されています。本事業は、この協議会で実施する事業に対して、各市町500万円の負担金を交付するものでございます。

その事業内容としては、国内観光プロモーションとして首都圏・関西圏・北陸圏で観光PRや観光物産販売、あるいは旅行会社等を対象とした観光商談会や、広告宣伝事業として中部国際空港や羽田空港における広告掲出事業、観光情報誌作成事業、ホームページによる観光情報発信事業、外国語版情報誌等作成事業、海外プロモーション事業などでございます。

以上、私のほうからの補足説明とさせていただきます。よろしく御理解をいただきますよう

お願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 私のほうからは、繰越明許のうち、建設課で所管しております款8 土木費、項4 都市計画費の事業及び款11 災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費についての補足説明をさせていただきます。

この2つの事業につきましては、昨年の当初予算と12月議会におきまして補正予算をお願いした事業でございます。

相川児童公園改修事業につきましては、岐阜県の土地であり、河川保全区域でもあるため、河川占用協議に日数を要したこと、また災害復旧事業につきましては、県発注工事と町発注工事が近接工事のため、施工方法等の協議に日数を要したため、年度内事業完了が見込めないことから繰越明許費に計上させていただいたものでございます。

まず、事業名、相川児童公園改修事業、土木工事・建築工事の2つの工事でございますが、金額3,296万6,000円、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳といたしまして、国庫補助金が1,017万円、一般財源といたしまして2,279万6,000円でございます。

次に、事業名、公共土木施設災害復旧事業につきましては、金額771万8,000円、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳といたしまして、国庫補助金289万9,000円、一般財源481万9,000円でございます。なお、災害復旧事業につきましては、5月10日に竣工しております。また、相川河川公園改修事業、土木工事・建築工事の2つの工事につきましては、8月中旬に完成の予定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（桐山浩治君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告の中で、学校教育課が所管しております款10 教育費、項2 小学校費、事業名が小学校屋内運動場非構造部材耐震事業と項3 中学校費、事業名が中学校屋内運動場非構造部材耐震事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、平成27年度の国の追加事業として小・中学校3校の屋内運動場非構造部材耐震事業が採択され、去る3月定例町議会において補正予算でお願いした事業でございます。

それでは、繰越計算書に基づいて説明をさせていただきます。

款10 教育費、項2 小学校費につきましては、垂井小学校と表佐小学校の屋内運動場非構造部材耐震工事を実施するもので、垂井小学校は天井材の撤去、照明器具の取りかえ、飛散防止フィルム張りかえとガラス回りシーリング工事を行います。また、表佐小学校は飛散防止フィルム張りかえとガラス回りシーリング工事を行います。金額として5,504万5,000円で、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳としまして、未収入特定財源のうち国庫補助金が1,144万8,000

円、地方債が2,200万円、一般財源が2,159万7,000円でございます。

次に、款10教育費、項3中学校費につきましては、北中学校の屋内運動場非構造部材耐震工事を実施するもので、飛散防止フィルム張り、ガラス回りシーリング工事を行います。金額として561万6,000円で、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳としまして、未収入特定財源のうち国庫補助金が187万2,000円、地方債が300万円、一般財源が74万4,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） 款3民生費、項1社会福祉費についてお尋ねします。

低所得高齢者臨時給付金ということですが、対象者の人数、また金額、それと今回のみと思えますが、その確認、3点よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいまの富田議員からの御質問でございますが、臨時福祉給付金についてでございますが、まず対象者の人数でございます。人数といえますか、申請書を送らせていただいた数字ですけれども、1,942件です。それで、金額というのはお1人当たりの金額ということでよろしいですか。これにつきましては、1人につき3万円となっております。この給付金につきましては、今年度限りだというふうに思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第3 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての説明をいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂井町土地開発公社の平成28年度事業計画、予算及び資金計画並びに平成27年度事業報告書及び決算報告書を提出するものでございます。

細部につきまして、建設課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、配付資料の順に説明をさせていただきます。

初めに、平成28年度事業計画、予算及び資金計画の1ページをごらんください。

28年度事業計画については、公有地取得事業及び公有地売却事業ともに計画はございません。2ページは、28年度予算でございます。

第2条、収益的収入及び支出については、収入、第1款事業収益ゼロ円、第2款事業外収益は、受取利息、受取配当金合わせて収入合計6,000円を予定いたしております。

支出、第1款事業原価は、当公社の事業がないことからゼロ円、第2款販売費及び一般管理費は、理事会必要経費として6万8,000円を計上させていただき、支出合計6万8,000円を予定いたしております。収入支出差し引きマイナスの6万2,000円でございます。

第3条、資本的収入及び支出については、収入、支出ともに予定をいたしておりません。

3ページは、28年度資金計画でございます。

第2条、受入資金は、前年度繰越金の主なものとして、合計46万円、第3条、支払資金の合計は6万8,000円でございます。

28年度事業計画、予算及び資金計画は以上でございます。

次に平成27年度事業報告書、決算報告書の1ページをごらんください。

27年度事業報告については、1. 概況、(1)理事会の開催状況でございます。都合2回開催し、審議内容は記載のとおりでございました。

(2)行政庁認可に関する事項はございませんでした。

2. 業務、(1)土地の取得、(2)土地の処分ともにございませんでした。

3. 会計、(1)借入金の概況、(2)保有地明細ともにございませんでした。

2ページは、平成27年度決算でございます。

1. 収益的収入及び支出、(1)収入については、第2款事業外収益が予算現額5,000円のところ、決算額5,347円でございます。

(2)支出については、第2款販売費及び一般管理費が予算現額7万6,000円のところ、決算額6万3,000円でございます。理事会等の必要経費でございます。

2. 資本的収入及び支出、(1)収入及び(2)支出については、事業がございませんでしたので、予算現額、決算額ともにゼロ円でございます。

3ページは、27年度損益計算書でございます。

事業損失6万3,000円、事業外収益5,347円、経常損失差し引き5万7,653円でした。当期損

失も同額でございます。

4 ページは、27年度貸借対照表でございます。

資産の部合計947万8,238円、負債の部合計ゼロ、負債の部、資本の部合計947万8,238円、負債、資本の合計といたしまして947万8,238円でございます。

5 ページは、27年度キャッシュ・フローの計算書でございます。

1. 事業活動によるキャッシュ・フローでは、人件費支出としてマイナスの6万3,000円、利息受取額が5,347円、差し引き計がマイナスの5万7,653円でございます。

4. 現金及び現金同等物減少額マイナスの5万7,653円。

5. 現金及び現金同等物期首残高51万5,891円。

6. 現金及び現金同等物期末残高45万8,238円でございます。

6 ページに財産目録、7 ページには附属明細表、最後に決算審査意見書を掲載しております。

以上、垂井町土地開発公社の経営状況を説明する資料の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

[挙手する者あり]

5 番 山田利夫君。

[5 番 山田利夫君登壇]

○5 番（山田利夫君） ただいま、垂井町土地開発公社の事業報告についての御報告を承ったわけでございます。

私、この議場で2回この事業報告を承るわけでございますけれども、昨年もこういうような状況でございましたし、今年度についての状況もいわゆる動きがない状況でございます。同僚議員の中、先輩議員もございますけれども、理事として御出席をされているので大変恐縮でございますけれども、他の理事さんもお見えになるかと思いますが、ここらあたりの御意見があったのかどうか。それからまた、事業側として今後の何か含みがあるのか、そこら辺をお知らせをいただきたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

[副町長 永澤幸男君登壇]

○副町長（永澤幸男君） 山田議員の土地開発公社に係ります御質問にお答えをしたいと存じます。

確かに、土地開発公社の事業につきましては、ここ数年といたしますか、10年近く事業展開はないわけでございます。過去の理事会の状況の中でもいろいろ理事の皆さん方から御意見をいただいております。近隣市町におきましても、事業の展開がないといったことから解散されておる自治体もございます。当土地開発公社につきましても、各理事さんからそういった疑義がございまして、解散ということにつきましても示唆したところでございますが、しかしながら、この土地開発公社に期待する機能といたしますか、どちらかというとなりとも公有地拡大に伴います土

地・建物等の先行取得が大きな事業になってくるわけですが、確かに、今現在この土地開発公社を活用しての事業展開というものは、ここ1年想定されるものがないというような状況でございます。

しかしながら、今回この土地開発公社を活用しての事業展開といいますのは、今回の一般会計補正予算でもいたしておりますけれども、庁舎の土地取得に関しましても、この土地開発公社を検討させていただきました。当初は補正予算に盛るかどうかということも検討しておったわけですが、やはりスピードを上げていかなければならないという観点から、土地開発公社での購入につきましては見送りまして、一般会計でやった経緯でございます。

ただ、今後、土地開発公社の活用につきまして、じゃあないのかといいますと、今想定されておりますのは、離山の工事誘致に係ります造成事業でございます。いろいろ離山の土地の造成等に絡みましては、県の土地開発公社ともいろいろ協議しておった経緯がございまして、そうした中で県の土地開発公社の意向といいますか、考え方もちょっと変わってまいりまして、その造成事業につきましては、やはり地元の土地開発公社、いわゆる垂井町の土地開発公社で事業展開をしていただきたいというような趣に変わってまいりました。そういったことになりますと、今、喫緊の課題といいますか、取り組むべき事業の中の離山の造成事業につきましては、この土地開発公社の活用を視野に入れて進めていかななくてはならないというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第4 議第49号 専決処分の承認について

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、議第49号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第49号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が4月1日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日、これを専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

細部につきましては、税務課長及び住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、

御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 税務課長 木下誠司君。

〔税務課長 木下誠司君登壇〕

○税務課長（木下誠司君） 議第49号 専決処分の承認について、税務課が所管する部分について補足説明をさせていただきます。

今回の税賦課徴収条例の改正のうち、主要なものとしたしましては、一定の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特定措置を拡充するものであります。

それでは、改正内容について説明させていただきます。議案とあわせて新旧対照表をごらんください。

災害等による期限の延長について定めております第18条の2第1項の改正規定につきましては、行政不服審査法の改正に伴います文言の整備であります。固定資産税の非課税に係る申告について定めております第56条及び第59条の改正規定につきましては、独立行政法人労働者健康安全機構が一定の業務の用に供する固定資産について非課税措置が講じられたことに伴い、当該固定資産を追加するものであります。

続いて、制定附則の改正であります。

附則第9条の2、第4項の改正規定につきましては、地方税法の改正に伴い引用条項を改めるものであります。

また、第8項の次に5項を加えます改正規定につきましては、冒頭申しました一定の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を拡充するための規定を創設したものであります。

第9項では太陽光発電設備、第10項では風力発電設備について課税標準の特例割合をそれぞれ3分の2とするものであります。

次に、第11項では中小水力発電設備、第12項では地熱発電設備、第13項ではバイオマス発電設備について課税標準の特例割合をそれぞれ2分の1とするものであります。

附則第9条の3の改正規定につきましては、申告書の記載事項を追加するものであります。

次に、この改正条例の附則といたしまして、第1条で施行期日を平成28年4月1日といたしております。

また、第2条では、固定資産税に関する経過措置を定めており、第1項では、改正後の条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用するものであること、第2項から第7項におきましては、改正後の条例附則第9条の2第9項から第13項までの規定と、附則第9条の3第8項第5号の規定は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する旨定めております。

以上、税務課所管分の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（丹羽豊次君） 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長（竹中敏明君） ただいま上程されました議第49号 専決処分の承認につきまして、私からは垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険税に係ります部分の補足説明をさせていただきます。

国民健康保険税の改正は、平成26年度及び27年度に引き続き、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと軽減判定所得基準額の引き上げでございます。これは、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されるのに伴い、条例を改め、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

初めに、国民健康保険税の最高限度額については、地方税法施行令の規定により課税限度額が定められておりますが、今回の改正の一部を改正によりまして、課税限度額が引き上げられております。基礎課税額、医療分でございますが、現行「52万円」から「54万円」に2万円の引き上げ、後期高齢者支援金等課税額は、現行「17万円」から「19万円」に2万円の引き上げとなり、これにより国民健康保険税の最高限度額が85万円から89万円に4万円の引き上げとなりました。国の定めた法定限度額と同じ額に改め、被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るものでございます。

次に、国民健康保険税の軽減措置でございますが、世帯の所得が一定額以下の世帯を対象として、応益割分の均等割額及び平等割額について、2割・5割・7割の軽減を行っております。このうち、2割及び5割軽減の対象世帯の軽減判定所得基準額を改正したものでございます。5割軽減の判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を現行「26万円」から「26万5,000円」に引き上げ、2割軽減では被保険者の数に乘じる金額を現行「47万円」から「48万円」に引き上げたものでございます。これにつきましての政令の一部改正に基づきまして、低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充を図るものでございます。

それでは条文に入らせていただきますが、新旧対照表の3ページからもごらんいただきますようお願いをいたします。

改正条例は、1ページの条例中ほどからでございます。

初めに、改正条例の第153条の部分でございますが、国民健康保険税に係る課税限度額が規定されております。

第2項では「52万円」を「54万円」に、第3項では「17万円」を「19万円」に改めるものでございます。

次に、第175条では国民健康保険税の減額対象世帯の課税限度額が規定されており、「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改めるものでございます。

また、第2号及び第3号では軽減判定所得基準額における算定について規定されており、第2号では「26万円」を「26万5,000円」に改め、第3号では「47万円」を「48万円」に改めるものでございます。

次に、改正条例の2ページをお願いいたします。

附則でございますが、第1条で施行期日を平成28年4月1日としております。

また、3ページでございますが、第3条で国民健康保険税に関する経過措置として、新条例の規定は平成28年度以後の年度分について適用するとしております。

以上が改正部分の補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第49号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第5 議第50号 専決処分の承認について

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、議第50号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第50号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

国の適用基準が改められましたことに伴い、垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日、これを専決処分いたしました。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第50号 専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては7ページでございますが、ごらんになっていただき

たいと思います。

今回の改正につきましては、行政不服審査法の施行に伴いまして、垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の附則の経過措置におきまして、改正後の規定の適用を平成28年4月1日以後に公示等がされる場合に改めるため、施行日前となります去る3月31日に専決処分をいたしましたので、ここに議会の承認をお願いするものでございます。

それでは、条例改正の中身に入らせていただきます。

去る3月議会で議決賜りました垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の改正規定の適用につきまして、同条例附則第2項中の経過措置でございますが、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係ります固定資産についてと規定しておりましたが、このたび、国から適用基準の規定の改正が示されまして、適用基準日を地方税法第411条第2項等の規定に定める公示あるいは通知がされた場合によることとされ、平成28年4月1日以後に公示等がされる場合に改めをさせていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが補足説明とさせていただきます。何とぞ御承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第50号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第6 議第51号 平成27年度垂井町水道事業会計決算認定について

○議長（丹羽豊次君） 日程第6、議第51号 平成27年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第51号 平成27年度垂井町水道事業会計決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、平成27年度垂井町水道事業会計決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

細部につきまして、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 上下水道課長 町田正博君。

〔上下水道課長 町田正博君登壇〕

○上下水道課長（町田正博君） ただいま上程されました議第51号 平成27年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書14ページをお開きいただき、水道事業報告書をごらんいただきたいと存じます。

平成27年度の垂井町水道事業につきましては、常に安心・安全な水を供給していくために、水源の定期的な点検や適正な揚水量の管理による水源の保全に努めてまいりました。また、水質検査の充実、老朽管の更新など水質の向上に取り組むとともに、漏水調査や迅速な漏水修繕の実施による有収水量の向上に努めてきたところでございます。

さらに、震災等不測の事態に備えて水道施設の耐震性の向上と応急資機材の備蓄に努め、施設の充実強化を目的に相川左岸地域施設改良事業を継続して実施いたしました。

それでは給水状況ですが、給水戸数は9,007戸で、前年に比べまして90戸の微増、総配水量は346万523立方メートルで、前年度に比べ13万4,540立方メートルの減、料金収入の対象となる有収水量は313万6,678立方メートルで、前年度に比べ3万4,973立方メートルの減となりました。

このような給水状況の中で、収益的収支のうち収益的収入につきましては3億4,725万9,635円で、前年度に比べ905万112円の減となりました。主な要因は、大口利用者の使用水量の減少や新規加入者の減少による給水収益、受託工事収益の減少によるものです。

一方、収益的収支につきましては、消費税抜き価格で3億4,569万6,093円で、前年度に比べまして857万4,545円の減となりました。主な要因は、受託工事費、動力費、資産減耗費の減少によるものです。

この結果、決算書の3ページでございますが、平成27年度垂井町水道事業損益計算書の下から4行目ほどにありますように、当年度は156万3,542円の純利益となりました。また、当年度未処分利益剰余金は3億7,197万8,985円となり、7ページの剰余金処分計算書の翌年度繰越利益剰余金として計上させていただきました。

また、2ページに戻っていただきまして、資本的収支の状況でございます。

まず、資本的収入でございますが、2億2,034万8,773円で、内訳としましては、加入金429万円、工事負担金324万3,613円、他会計負担金は5,181万5,160円、企業債は1億6,100万円となっており、前年度に比べまして5,213万2,996円の減となりました。

一方、資本的支出につきましては3億7,186万3,736円で、内訳としましては、建設改良費に3億1,704万9,980円、企業債償還金5,481万3,756円などで、前年度比9,223万4,209円の減となりました。

当年度実施いたしました主な建設改良事業といたしましては、16ページで下水道事業に伴う配水管布設替工事、垂井や宮代地内の水道管布設替工事などがございます。

また、17ページに相川左岸地域施設改良事業といたしまして、新設相川左岸低区配水場敷地造成工事、相川左岸低区送・配水管布設工事など掲載しております。その他の工事等につきまして、それぞれお目通しをお願いいたします。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,151万4,963円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 富田栄次君。

〔11番 富田栄次君登壇〕

○11番（富田栄次君） ただいま報告がありました決算内容につきまして、給水量が減って当然収入が減るわけですが、それによって水道料金値上げというようなことにならないのか、その先の見通しについて多少わかれば教えていただきたいと。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 富田議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今後の水道の状況についてでございます。

現在、相川左岸系の給水方法をポンプ加圧式から流下式に切りかえるというような大規模な事業を進めております。これが完成する暁には工事のほうが大分大きく膨らみますので、そういった懸念が十分あるところでございます。

一方、需要のほうも今報告がありましたように、大口も減っていくような状況にもありまして、人口減少もそれに加味されるところでございます。今後やはり厳しい状況が想定されますので、料金等についてもしっかりとまた見直していく時期にもう来ておるといふふうに認識しております。これらについて、しっかりと精査をしていきたいと思っておりますので、今後またよろしくをお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第51号 平成27年度垂井町水道事業会計決算認定については、総務産業建設委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は総務産業建設委員会に付託することに決定しました。お諮りいたします。

本案の審議に当たっては、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

日程第7 議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第53号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第55号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第7、議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第53号 垂井町町営住宅条例の一部改正について、議第55号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第52号、議第53号及び議第55号を一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第53号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、駒引町営住宅1戸の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議第55号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3億2,821万9,000円を追加し、予算総額を89億821万9,000円

とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、熊本地震の被災地へ保健師を派遣することに係ります旅費の増額、新庁舎建設事業の用地及び建物購入に係ります公有財産購入費の増額、弁護士委託料に係ります委託料の増額につきまして、それぞれ措置を行ったところでございます。

農林水産業費では、農業費におきまして、高性能農業機械導入補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

商工費では、観光客受入体制整備事業補助金及びイベント開催支援事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

教育費では、社会教育費におきまして、垂井の泉保存整備工事に係ります工事請負費の増額措置をいたしました。

公債費では、平成17年度に借り入れました減税補填債の利率の変更に伴い、償還金、利子及び割引料に係ります償還元金の増額と償還利子の減額について、それぞれ措置を行ったところでございます。

財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきまして、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

この条例は、家庭的保育などの小規模な保育事業を地域型保育事業と認可するための基準でございまして、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業を町の認可事業に位置づけられましたので、設備や運営など認可に係る基準を定めたものでございます。

なお、本条例に基づきます地域型保育事業でございしますが、現在のところ当町では1件も認可をしていないのが現状ですが、あらかじめ条例で定めておく必要がありますので、今回改正のお願いをするものでございます。

今回の改正は、建築基準法施行令の避難設備の基準と厚生労働省令の保育士の特例について改正されましたので、所要の改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、小規模保育事業と事業所内保育事業を行う事業所におけます特別避難階段の構造に係る規定の改正と、保育士の数など職員配置に係る特例を追加するというものでございます。

それでは、改正条例の内容に入らせていただきますが、お配りしてございます新旧対照表は8ページからとなっておりますので、御参考にごらんいただきたいと思っております。

初めに、第29条及び第44条ですが、小規模保育事業所A型と事業所内保育事業所の設備の基準を定めているわけですが、いずれも表の中の4階以上の階の避難用に係る階段の基準を定める規定について、建築基準法施行令の改正に基づき、特別避難階段の付室に設ける排煙設備等の性能を明確に規定化するというもので、設備の構造を大臣が定めた構造方法か大臣認定を受けたものと改めるものでございます。

次に、附則の第6条から第9条ですが、最近の待機児童対策としまして、保育の受け皿拡大のため、保育の質を落とさずに保育の担い手を拡大するため、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所について、当分の間保育士の配置に係る特例を設けるというものでございます。

改正の内容ですが、第6条では、本来保育士の配置は2名を下回ることができないとあるのを、園児の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる朝夕等の長時間保育時間帯などの場合、保育士1名に加えて保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置くことができるよう改めるものでございます。

次に第7条は、保育士の数の算定について、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の免状を有する者を保育士とみなすことができるよう改めるものでございます。

次に第8条は、認可の際に必要な保育士に加えて、さらに保育士を確保しなければならない場合には、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲で、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置くことができるよう改めるものでございます。

次に第9条は、前第7条、第8条を適用した場合に、保育士の資格を有する者を各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上配置しなければならないとするものでございます。

附則といたしまして、当改正条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が議第52号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 私から、建設課所管に関します議第53号 垂井町町営住宅条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

配付資料、新旧対照表の12ページをごらんください。

今回の改正の要旨は、駒引町営住宅のうち、払い下げの申し出があった住宅を用途廃止し、普通財産として管理戸数を1減するものでございます。駒引町営住宅につきましては、かねてから用途廃止の上、譲渡処分、または取り壊しをする方針で進めてまいっているところであります。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

改正規定の第3条、設置についての規定でございまして、第1項の表、駒引町営住宅の項中「15戸」を「14戸」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。

以上、垂井町営住宅条例の一部改正についての補足説明をさせていただきましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第55号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億2,821万9,000円を追加させていただきまして、予算総額をそれぞれ89億821万9,000円といたすものでございます。

第2項といたしまして、補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額、そしてまた並びに補正後の金額につきましては、1ページにありますとおり、第1表、歳入歳出予算補正によることとしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

それでは、細部にわたりまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに、歳出でございますが、6ページをお開きいただきたいと思っております。

款2総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費でございます。去る4月に発生いたしました熊本地震への保健師の派遣でございますが、かねてから岐阜県から派遣の有無につきまして照会がございました。このたび、派遣決定の通知がございまして、係ります節9旅費といたしまして、保健センター職員1名分でございますけれども、10万2,000円の増額をお願いしたところでございます。

同じく目5の財産管理費、節17公有財産購入費でございますが、御案内のとおり新庁舎建設予定地の地権者と交渉が相調う段階となりまして、新庁舎建設事業用地購入費に2億2,781万2,000円、同じく建物購入費といたしまして8,218万8,000円の追加をお願いいたしまして、合計にいたしまして3億1,000万円の追加補正をお願いしたところでございます。なお、財源内訳にございまして、庁舎建設基金からの繰入金をもって措置をさせていただく予定でございます。

次に、目10諸費、節13委託料でございます。提訴されておりました損害賠償請求事件の判決が去る4月に確定をいたしましたので、当該裁判に係ります弁護士費用といたしまして150万2,000円の追加をお願いしたところでございます。

次に、款6農林水産業費、項1の農業費、目8農業構造改善費、節19の負担金、補助及び交付金でございます。説明欄にございまして、高性能農業機械導入補助金でございますが、当初予算では8つの農地組合法人等に関しまして、町単独の補助金として1,300万円をお願いし

てございました。このたび、そのうちの2つの組合につきまして、県の補助事業、補助率4分の1でございますが、元気な農業産地構造改革支援事業に採択される運びとなりました。したがって、見込み額を1,370万6,000円といたしまして、既決額1,300万円を差し引きました70万6,000円につきまして、総額の補正をお願いするものでございます。なお、補正額70万6,000円の財源内訳でございますが、後ほど歳入でも御説明したいと思っておりますけれども、県支出金で179万6,000円を増額いたし、一般財源で109万円を減額をするものでございます。

次に、款7商工費、項1の商工費、目3観光費でございます。節19の負担金、補助及び交付金でございますが、垂井町観光協会に対します観光客受入体制整備事業及びイベント開催支援事業の補助金といたしまして、850万円の追加を計上をいたしました。なお、財源につきましては、国の第2次募集に係ります地方創生加速化交付金1,300万円でございますけれども、その交付金を活用充当いたしまして、残る450万円につきましては、当初予算で計上しておりました観光基本計画策定業務に全額財源の更正をいたす考えでございます。したがって、一般財源として同額の450万円を減額させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

次に、款10教育費、項5社会教育費、目4文化財保護費、節15の工事請負費でございます。垂井の泉保存整備工事といたしまして770万円追加補正するものでございます。昨年の9月の垂井の大ケヤキ倒木を受けまして、史跡内の工作物復旧あるいは保存工事を実施いたすものでございます。よろしく願いいたします。なお、財源につきましては、25%相当額の192万5,000円を県支出金として受け入れる予定でございます。

次に7ページに移りますが、款12の公債費、項1公債費、目1の元金でございます。節23の償還金、利子及び割引料でございますが、23万5,000円を増額をお願いいたしております。

同じく目2の利子で、節23償還金、利子及び割引料では52万6,000円の減額を行うものでございます。こちらにつきましては、平成17年度に借り入れを行いました減税補填債、20年償還の借り入れでございますが、借り入れ後10年経過した時点で利率を見直すといったような変動金利型になっております。このたび、その時期を迎えるに当たりまして、利率の変更に伴う元利償還金額の変更にあわせて、それぞれ元金では増額を、また利子におきましては減額をお願いした次第でございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げたいと思います。

5ページをごらんになっていただきたいと思っております。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務費国庫補助金は、先ほど申しました国の第2次募集に係ります地方創生加速化交付金といたしまして、1,300万円の受け入れをお願いするものでございます。

次に、款14県支出金、項2県補助金、目5の農林水産業費県補助金、節1の農業費県補助金でございます。先ほど歳出の農林水産業費でも御説明申し上げましたとおり、このたび高性能

農業機械の導入事業に県の補助対象事業となったことから、179万6,000円の増額をお願いする
ものでございます

同じく目9教育費県補助金、節1教育費県補助金でございます。歳出で申しましたとおり垂
井の泉保存整備工事追加に伴いまして、文化財保存事業補助金といたしまして25%相当額の
192万5,000円を増額させていただくものでございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目13庁舎建設基金繰入金、節1庁舎建設基金繰入金で
ございます。新庁舎建設予定の用地・建物取得に3億1,000万円、庁舎建設基金からの繰入金
を予定させていただくものでございます。

款18繰越金でございますが、前年度繰越金をもって収支の均衡を図るため、149万8,000円を
お願いした次第でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお
願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため、審議を延期することといたしたいが、
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第52号、議第53号、議第55号の各議案は、精読のため、
審議を延期することに決定しました。

日程第8 議第54号 表佐保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結について

○議長（丹羽豊次君） 日程第8、議第54号 表佐保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契
約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第54号 表佐保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結に
ついて、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町綾戸530番地、と
みたハウジング株式会社垂井本店、本店長 今井田孝一が落札いたしましたので、この者と
5,292万円で購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第
2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、総務課長並びに健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議
の上、御賛同賜りますようよろしく願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第54号 表佐保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結につきまして、総務課からは契約関係について補足説明をさせていただきます。

提案説明にもございましたとおり、本契約案件は建築工事関連でございまして、去る5月18日に指名競争入札を執行いたしました。お手元の新旧対照表の最後のページに配付の資料がつけてございますので、結果一覧表もあわせてごらんいただきたいと思います。

本件入札につきましては、いずれも垂井町入札指名人名簿登載業者でございまして、町内の業者5者を選定いたしましたところでございます。入札結果につきましては、資料にございまして、第1回目の入札で予定価格以下の応札、税抜きでございますけれども4,900万円とみたハウジング株式会社を落札者として決定したところでございます。

議案書に戻っていただきたいと思いますが、この入札結果によりまして、消費税を含めまして5,292万円と契約の相手方、岐阜県不破郡垂井町綾戸530番地、とみたハウジング株式会社垂井本店、本店長 今井田孝一と工事請負契約を締結することにつきまして、予定価格が5,000万円以上でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事の完成期限につきましては、平成28年12月16日を予定いたしております。

以上、契約に係ります補足説明とさせていただきます。何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第54号 表佐保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結につきまして、私のほうからは工事の概要について説明をさせていただきます。

まずもって、現在熊本県では地震によります大きな災害が発生しているタイミングでの工事の発注となるわけですが、当該施設が園児の安全を確保できる施設として、また避難所として早急に耐震補強工事を施工する必要があると改めて感じているところでございます。

初めに、現在の表佐保育園園舎ですが、昭和51年度に建設されまして、現在必要とされます耐震の基準を満たしていないことから、今回補強工事を施工するものでございます。ちなみに耐震性能をあらわしますI s値ですが、現在の建物は0.13と基準の0.6を下回る低い水準であるところを、補強後はI s値0.75以上を目標に0.78を確保する設計となっております。

工事の概要ですが、あらかじめお配りしてございます2枚の資料に基づいて説明をさせていただきます。

それでは、資料1の工事概要をごらん願います。

初めに、耐震補強工事ですが、図面の青の四角のマークですが、こちらがコンクリート基礎と鉄骨製の柱を4カ所、そして図面の赤の楕円のマークですが、鉄骨製の筋交いを10カ所それ

ぞれ設置いたします。あわせて、図面の黄色着色部分の調理室ですが、耐震補強工事に影響いたしますので、今回全面改修を行います。以上が耐震補強に関連する工事でございます。

そのほかに図面の緑色の着色部分ですが、施設の老朽化により使用が大変不便になっておる便所3カ所につきまして改修を行うものと、図の中で赤書きで片仮名のキとクの表示してある部分ですけれども、老朽化が著しく、傷みが激しい保育室、乳児室、遊戯室、廊下のそれぞれの部屋につきまして、床につきまして張りかえや塗りかえを行うというものでございます。

また、資料には表記されておりませんが、園舎内の建具の既存のガラスですが、園児に関係する部分については飛散防止フィルムを張る工事を施工するもので、今回最小限の改修工事も同時に施工するというものでございます。

工事の方法につきましては、資料2の仮設計画をごらん願います。

工事は、園舎の北側と西側に分けまして、工事エリアを大きく2工区に分割して施工するもので、赤色部分が工事場所、工事する部分を示し、黄色部分が作業エリア、作業範囲を示しております。作業しないエリアとは仮囲いで分離をいたします。それぞれ作業しないエリアでは保育を継続するもので、園児を預かり、保育をしながら工事を施工することになるため、安全には細心の注意を注ぐ所存でございます。

なお、保育室が不足いたしますので、4歳児は5歳児と一緒に幼稚園で保育をいたします。また、子育て支援センターにつきましては、工事期間中は一時休室といたしまして、東こども園の北子育て支援センターで合同で運営をいたします。また、工事に伴いまして、グラウンド全面の使用ができなくなりますので、例年行われております行事などの開催が一部不可能となってまいります。本工事のほかに関連の電気設備工事、機械設備工事につきましても発注を行ったところでございます。

本工事及び関連工事の工期ですが、2工期に分けて施工いたしますので、約半年間を予定いたしまして、完成予定日をことしの12月16日といたしております。完成後、年末に引っ越しの上、年始より平常保育の再開を予定しておりますので、今回早期の契約・着工を計画したものでございます。

以上が本工事の概要でございます。どうぞ御理解を賜り、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） ただいま上程されております議第54号、表佐保育園園舎耐震補強工事（建築工事）の請負についての議題となっております。

まず、冒頭にお言葉があるかなと思いましたが、この3月当初予算でこの予算が計上されてきて議会のほうで審議しておりますが、以来、全員協議会等々でお話はございました。私も先

ほど健康福祉課長も10月には行事が行われるということであったわけですが、この図面を見させていただいたのは、実は今回初めてでございます。5,000万円という請負契約の議決をお願いするについて、一言言葉があってもよかったのではないかなというふうに思いますが、そこらあたりよろしくをお願いします。

それから、入札結果は、建築工事については見させていただいておりますのでわかりますが、先ほど分離発注というふうにお話ございました。もし差し支えなければ、電気工事、給排水設備の請負の方、また金額もわかればお教えいただきたいと存じます。

それから、大変恐縮ですが、この図面を提出いただきましたので、ちょっと大変失礼な質問になるかと思いますが、私このデザインボックスさんというのはちょっと承知していませんが、過去に垂井町としてそういった取引事例があるのかどうか、そこらあたりもお願いをしたいと存じます。

それから、10月に行事があるということは課長もいみじくも申されたわけですが、地元等でお話をされた祭典とか保育園の運動会等々もございますので、そこらあたり、もしどんなお話になっているのかわかればお知らせいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 山田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の議員の皆様方に事前の説明がなかったということでございます。この点につきましては、本日お配りして説明するというところでございましたが、山田議員おっしゃるように直近の全協もございましたので、その時点で説明しておけばよかったということで、今後はそういった反省に立って、事前の説明をしてみたいと存じます。

それと、他の分離発注でございますが、電気につきましてはハシモト電気でございます。それと、設備関係でございますが、近藤工業株式会社でございます。

それと、デザインボックスでございますが、こちらのほうの垂井町の実績でございますが、近年では東こども園の改修工事、それと、昨年行いました合原小学校の増築工事、こちらのほうの設計監理を行っておるところでございます。

それと、地元との協議等につきましては、事前に自治会長並びに、それからここ表佐の太鼓踊りの会場になっておるといったことで、今回そういった表佐の太鼓踊り保存会の会長さん方にも御理解をいただきまして、スケジュール等もあわせて健康福祉課のほうから事前に協議をして了解をいただいておりますので、よろしくをお願いをいたしたいと存じます。以上でございます。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第54号 表佐保育園園舎耐震補強工事（建築工事）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前10時41分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 山 田 利 夫

会議録署名議員 江 上 聖 司